



消費生活 サポーター通信

令和6年度第12号

今月のテーマ



賃貸アパート退去時の 原状回復のトラブルに注意！

事例

- ペット飼育可のアパートで退去費用に3万円を上乗せすることを条件に、猫を2匹飼っていた。
- 猫が汚した部分はその都度清掃し、3年ほど住んで退去した。
- 退去後、**原状回復費用**として壁紙の張替え費用など、**60万円請求**された。高額請求に納得いかない。



アドバイス 退去時のトラブルを未然に防ぐために

- 1 入居前に契約内容や部屋の状況を確認する
 - ・部屋に傷や汚れがないか記録しておく。
 - ・契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておく。
- 2 原状回復の範囲を確認する
 - ・借主は自分の原因ではない**通常損耗**や**経年変化**は**原状回復義務を負わない**。
 - ・借主に原状回復の義務があるときは「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」（再改訂版、国土交通省）が**費用負担の目安**となる。



参考:  国土交通省

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
(再改訂版)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html



YouTube
ちょっと待って！テルミちゃん 第115回
「アパート退去時のトラブルに注意！」
<https://youtu.be/biwmNbTxn3Q>



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
® (TaMo)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

- 右のQRコードを読み込む
- または
- LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する



令和7年3月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)